福祉団体活動助成事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、伊勢市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、伊勢市内で活動する各福祉団体（以下「福祉団体」という。）に対し、社会福祉の増進を図るための活動や事業を支援することを目的に定める。

（助成の対象）

第２条　助成の対象は、次の各号に掲げる団体とする。

（１）老人クラブ連合会

（２）障がい者団体

（３）母子寡婦福祉会

（４）民生委員児童委員協議会連合会

（５）伊勢市女性団体連絡協議会

（６）その他伊勢市社会福祉協議会会長（以下、「社協会長」という。）が認める団体

（助成対象事業）

第３条　社協は、福祉団体に対し、次に掲げる事業に助成するものであって、助成限度額は別表に定めるものとする。

（１）福祉団体が地域と協働して実施する事業

（２）福祉団体が主体的に関わって進める社会貢献活動事業

（３）その他、社協会長が助成を必要と認めた事業

（助成対象経費）

第４条　助成金の交付の対象となる経費は、福祉団体が対象事業を実施するために直接要する経費とし、別表に定めるものとする。

（助成金の申請）

第５条　助成を受けようとする福祉団体は、福祉団体活動助成金申請書（様式第１号－１、様式第１号－２）を社協が示した期日までに社協会長へ提出する。

（助成の決定）

第６条　社協会長が前条の申請書を受理したときは、その内容を審査して助成の適否を決定し、福祉団体活動助成決定通知書（様式第２号－１）または福祉団体活動助成却下通知書（様式第２号－２）を福祉団体へ通知する。

（事業の報告）

第７条　助成を受けた福祉団体は、事業終了後、その日から30日以内または当該年度の末日のいずれか早い日までに、福祉団体活動助成事業実施報告書（様式第３号）、および領収証（原本）を、社協会長へ提出する。

（助成金の返還）

第８条　助成金を受けた福祉団体が、災害その他、特別な事由による場合を除く他、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全額又は、一部を返還しなければならない。

（１）助成対象事業を実施せず、又は実施する意思が認められないとき

（２）助成対象事業を中止し、完了する見込みがないとき

（３）助成金を目的外に使用したとき

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社協会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成１８年　４月　１日より施行する。

この要綱は、平成１９年　４月　１日より施行する。

この要綱は、平成２０年　４月　１日より施行する。

この要綱は、平成２１年　４月　１日より施行する。

この要綱は、平成２４年　４月　１日より施行する。

この要綱は、平成２５年　４月　１日より施行する。

この要綱は、平成２５年１０月　１日より施行する。

この要綱は、令和　元年　５月　１日より施行する。

この要綱は、令和　元年　８月　１日より施行する。

この要綱は、令和　３年　４月　１日より施行する。

この要綱は、令和　４年　４月　１日より施行する。

この要綱は、令和　６年　４月　１日より施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 対 象 団 体 | 助成限度額（円） |
| 老人クラブ連合会 | １００，０００ |
| 各地区老人クラブ | ５０，０００ |
| 障がい者団体連合会 | １００，０００ |
| 各障がい者団体 | ５０，０００ |
| 母子寡婦福祉会 | １００，０００ |
| 各支部母子寡婦福祉会 | ５０，０００ |
| 民生委員児童委員協議会連合会 | １００，０００ |
| 各地区民生委員児童委員協議会 | ５０，０００ |
| 伊勢市女性団体連絡協議会 | １００，０００ |
| 各地区伊勢市婦人会 | ５０，０００ |
| その他の団体 | ５０，０００ |

※　対象団体

（１）老人クラブ連合会とは、伊勢・二見・小俣・御薗地区、及びそれらを取りまとめる組織。

（２） 障がい者団体連合会とは、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等の当事者、その家族が構成する団体、及びそれらを取りまとめる組織。

1. 母子寡婦福祉会とは、伊勢・二見・小俣・御薗支部、及びそれらを取りまとめる組織。
2. 民生委員児童委員協議会連合会とは、伊勢・二見・小俣・御薗地区、及びそれらを取りまとめる組織。
3. 伊勢市女性団体連絡協議会とは、市内にある各地区婦人会を取りまとめる組織。
4. その他の団体とは、その他、障がいの種別を問わず、一つの活動を行うために横断的に各種障がい者が参加して、その活動に対して、社協会長が助成が必要と認めたもの。

※助成限度額

助成は予算の範囲で行い、助成額は支部やその他団体に対しては５万円、４団体以上を取りまとめる組織に対しては１０万円を限度とする。

別表（第４条関係）

１　助成対象となる経費

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 詳細 |
| 消耗品費 | チラシや会議等に使用するコピー用紙、インク等 |
| 材料費 | 行事で使用する材料費（作品作りの材料、調理の食材料、飲料代等） |
| 研修費 | 社会貢献活動に関する研修費（入場料、体験料） |
| 賃借料 | 会場費、貸切バス代 |
| 講師謝礼及び旅費 | 講演会、研修会の講師謝礼及び旅費 |
| 損害保険料 | 活動に関する損害保険料 |

※助成対象外の経費

・貸切バス以外の乗り物経費（タクシー代、電車代、自動車のガソリン代等）

・外注の食事代

・備品

・会報・機関誌